

<平成 30 年度消費生活講演会>

相続、何がどう変わる

= 40 年ぶりの相続法改正を受けて =

講師 法テラス茨城所長 後藤直樹 弁護士

40 年ぶりに相続法が改正され、配偶者の居住権が創設されるなど相続ルールが変わりました。
これを機にご一緒に考えてみませんか。



と き:平成 31 年 3 月 16 日(土)

午後 1:30~3:30

ところ:水戸市役所 2 階

市民協働部会議室こみっとルーム

水戸市中央 1-4-1

主 催:水戸市消費生活センター

共 催:茨城県金融広報委員会

参加者:50 名



みとちゃん

申込み・問い合わせ先:水戸市消費生活センター

電話 029-226-4194

FAX 029-222-6826